

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日か、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬局の指定

とう、精業者の営業所の所在地の変更

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の当選人

◇ 公 告 危険物取扱者保安講習の実施

告 示

鳥取県告示第八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十六年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福 本 薬 局	鳥取市末広温泉町一五九	昭和五十六年二月一日
有限会社 網 浜 薬 品	鳥取市今町二丁目一〇一	"
吉田一陽堂 駅 前 薬 局	鳥取市栄町七一〇	昭和五十六年一月二十日
あかね薬局	米子市上福原一六〇三	昭和五十六年二月一日

鳥取県告示第八十三号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の二第二項の規定に基づき、次のとおりとう精業者の営業所の所在地の変更を承認したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 とう精業者の名称

鳥取県食糧事業協同組合鳥取県食水晶米センター

二 営業所の所在地

変更前 倉吉市不入岡一六の四

変更後 倉吉市秋喜二五七―八

鳥取県告示第八十四号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十六年二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

山根 英夫 鳥取市栄町六一七番地

株式会社加藤紙店 鳥取市栄町六〇〇番地七

吉谷 勝太郎 鳥取市湖山町南三丁目三二二番地

株式会社鳥取大丸 鳥取市今町二丁目一五二番地

中谷 五郎 鳥取市栄町七一六番地

守山 正 鳥取市西品治九五三番地

浦島 亨暢 鳥取市南吉方二丁目七四番地

二 借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

森田 健吉 鳥取市栄町七一九番地

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第13条の5の規定により、危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

昭和56年2月3日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習の日時及び場所

- (1) 昭和56年3月17日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所大会議室
- (2) 昭和56年3月18日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所講堂
- (3) 昭和56年3月20日 午前10時から 鳥取県庁講堂

2 受講手続

- (1) 受講申請書の受付期間
昭和56年2月13日から同月27日まで（郵送による場合は、昭和56年2月27日までの消印のあるものに限る。）
- (2) 提出書類
危険物取扱者保安講習受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 1,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。